

# 埼玉県産業振興公社 航空・宇宙産業参入支援事業にかかる

## 人材育成補助金交付要綱

### (趣 旨)

第1条 公益財団法人埼玉県産業振興公社(以下「公社」という。)は、航空・宇宙関連産業への人材育成を図るための研修会等に参加した埼玉県内中小企業者に対し、予算の範囲内において補助金を交付する。

2 前項の補助金の交付に関しては、埼玉県産業振興公社航空・宇宙産業参入支援事業にかかる人材育成補助金公募要領で別に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

### (定 義)

第2条 この要綱において、中小企業者とは、中小企業基本法(昭和38年7月20日法律第154号)第2条第1項に規定する中小企業者をいう。

### (補助対象者)

第3条 補助の対象となる事業者は、埼玉県内に本社又は事業所・工場がある中小企業者とする。

### (補助対象経費)

第4条 補助の対象となる経費は、別表1のとおりとする。研修会等の主催者等に支払った請求書・領収書等の証憑により支出を確認できるものとする。当該年度中の研修会等への参加実績を主催者が証明し、研修会等の開始及び完了の日付が入った書類等を提出することとする。

第5条 補助額は研修会等に参加した人数や研修会数にかかわらず、対象となる経費の2分の1以内とし、一社当たり50万円(消費税を含む)を上限とする。

### (補助金の交付申請及び交付決定)

第6条 補助金の交付を受けようとする中小企業者の代表者は、航空・宇宙産業参入支援事業にかかる人材育成補助金交付申請書(様式第1号)に必要書類を添付して公益財団法人埼玉県産業振興公社理事長(以下「理事長」という。)へ提出する。

2 理事長は申請内容を審査し、交付を決定した場合には、航空・宇宙産業参入支援事業にかかる人材育成補助金交付決定通知書(様式第2号)により、中小企業者の代表者に通知するものとする。

### (変更等の届出)

第7条 補助金の交付決定を受けた中小企業者の代表者は、補助金の内容を著しく変更しようとする場合、または事業に要する経費の合計額を大きく変更しようとする場合には事業計画変更承認申請書(様式第3号)を、補助金事業を休止し、または廃止しようとする場合には事業休止(廃止)申請書(様式第4号)をそれぞれ遅滞なく理事長に提出しなければならない。

2 理事長は前項の規定による事業変更申請があったときは内容を審査し、適当と認めるときは、航空・宇宙産業参入事業にかかる人材育成補助金事業計画変更承認通知書(様式第5号)により中小企業の代表者に通知するものとする。

### (補助金の交付決定の取消)

第8条 理事長は、補助金の交付決定を受けた中小企業の代表者が、次の各号のいずれかに該当す

る場合は、交付決定取消通知書（様式第6号）により補助金の交付決定を取り消すことができる。

(1) 前条第1項第2号の規定により、補助対象事業の休止又は廃止の申請があった場合

(2) 虚偽の申請及び報告を行った場合

(3) その他、この要綱の規定に違反した場合

（補助金の実績報告）

第9条 補助金の交付決定を受けた中小企業者の代表者は、当該年度の3月末日までに、航空・宇宙産業参入支援事業にかかる人材育成補助金の実績報告書（様式第7号）を理事長に提出しなければならない。

（補助金の額の確定）

第10条 理事長は、前条により提出された書類を審査し、内容が適正であると認めるときは、予算の範囲内において補助金の額を確定し、航空・宇宙産業参入支援事業にかかる人材育成補助金の額の確定通知書（様式第8号）により、通知するものとする。

（補助金の請求）

第11条 補助金の支払いを受けようとする中小企業者の代表者は、前条の通知を受領した日から起算して1ヶ月以内に、請求書（様式第9号）を理事長に提出しなければならない。

附則

この要領は、令和元年10月21日から施行する。

別表 1

補 助 対 象 経 費

内 容
<p>1 航空・宇宙産業に関する人材育成を目的とする研修の費用（受講料、参加料、テキスト代、講師の出張費等）で、請求書・領収書等により支払った事実及び金額が確認でき</p> <p>2 対象となる研修会等は次に掲げるもので、当該年度中の開始及び終了が証拠書類により確認できるもの</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・非破壊検査研修Level 2までの基礎・応用編（超音波・磁粉探傷・浸透探傷）</li><li>・CAD研修（CATIA V5等）</li><li>・航空・宇宙産業の生産技術・生産管理・品質管理に関する研修</li><li>・その他航空・宇宙産業の人材育成に資する研修で公社理事長が認めるもの</li></ul>